

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

佐賀県人事委員会規則第13号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 略	附 則 <u>1 略</u> <u>2 給与条例附則第11項、第15項又は第16項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第11項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。</u>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。